



三田市通讯中文版

三田市政府消息【6月】

三田市人権共生推進課 〒669-1528 三田市三輪2-1-1 三田市人権共生推進科 〒669-1595 三田市三輪 2-1-1

电话：079-559-5023 / 传真：079-563-7776 / E-mail: jinken_u@city.sanda.lg.jp



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 2021年中の所得申告を

2022年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料を決定するため、2021年中の所得状況が分からない人に、「簡易申告書」を送付します。

所得の申告がないと、適正な保険税、保険料の計算ができないので、所得がなかった場合も必ず申告してください。

【問合せ】国保医療課 (Kokuhoiryoka)

☎079-559-5050 Fax 079-559-2636



福祉医療受給者証を郵送します

現在の高齢期移行、障害者、乳幼児等・子ども、母子家庭等の医療費助成受給者証の有効期限は6月30日です。7月からも受給資格のある人には、受給者証を6月下旬に郵送します。

所得要件を満たさない等の理由で受給資格がなく、福祉医療受給者証を更新できない人には、通知を送ります。

【注意】

- 母子家庭等医療費助成制度では、現況届が提出されない場合、更新できません。
- 高校生等（高等学校の在学期間に相当する年齢の人）の保険適用の入院医療費自己負担を助成する受給者証は、期限が来ると自動更新されません。改めて申請が必要です。
- 転入者や、所得判定の対象となる人が市外にいる場合は、所得証明書の提出が必要です。提出されない場合、更新できないことがあります。
- 一部負担金の割合・金額は制度ごとに違います。受給者証の表面の説明を確認してください。

【問合せ】国保医療課 (Kokuhoiryoka)

☎079-559-5049 FAX 079-559-2636



国保税・后期高齢者医疗保险费 请办理2021年的所得申告

为了决定2022年度国民健康保险税和后期高龄者医疗保险费，将简易申告书邮寄给未申报2021年所得情况的人。如果没有申报所得，将无法算出合适的保险税和保险费，因此没有收入所得的人也必须申报。

【问询】国保医疗科

☎079-559-5050 Fax 079-559-2636

邮寄福利医疗领取者证

过渡到高龄的老年人、残疾人、婴幼儿等・儿童、母子家庭等的医疗费补助领取者证的有效期限是6月30日。7月以后也有领取资格的人、将在6月下旬邮寄领取者证。

对不符合收入条件等的理由而没有领取资格，不能更新福利医疗领取者证的人，将另行通知。

【注意】

- 关于单亲家庭等医疗费补助制度，如未提交现状报告书，将不予更新。
- 高中生等（相当于高中在学期间年龄的人）的保险范围内的住院医疗费个人负担部分补助的领取者证，如到期不会自动更新。需要重新申请。
- 如果您是新转入者、或是为收入判定对象的人住在市外时，有必要提交收入证明书。如未提交，有可能不得更新。
- 部分负担额的比率・金额会依制度各有不同。请确认领取者证正面的说明。

【问询】国保医疗科

☎079-559-5049 FAX 079-559-2636

2022年6月から、児童手当制度が変わります。

从2022年6月开始，儿童津贴制度有更新了。

◆毎年6月に提出していた現況届の提出がいらなくなります

◆毎年6月您不再需要提交现状报告书。

ただし、次の人は現況届を6月上旬に送るので、6月30日までに提出してください。

但是、属于以下情况的人在6月上旬我们将邮寄现状报告书给您，请在6月30日前提出。

- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・配偶者の暴力等で住民票の住所が実際に住んでいる所と違う人
- ・その他、養育状況を確認する必要がある人

- ・在离婚谈判期间与配偶分居的人。
- ・由于配偶的暴力等原因导致住民票地址与实际居住地不同的人。
- ・此外，有必要确认子女抚养状况的人。

◆所得が基準額以上の場合、児童手当が受けられなくなります

◆如果您的所得高于标准金额的话、不能领取儿童津贴。

2022年10月支給分（6月分～9月分）から、児童手当受給者の2021年1月～12月の合計所得が基準額以上の場合、児童手当が支給されません。

从2022年10月开始的支付部分（6月份～9月份）、儿童津贴领取者的2021年1月～12月之合计所得高于标准额的话，不能领取儿童津贴。

【关于所得限制】

【所得制限について】

	児童1人につき一律5,000円 毎儿位童一律5000日元		支給なし 不予支付	
	所得制限限度額（万円） 所得限制额度（万日元）		所得上限限度額（万円） 所得上限额度（万日元）	
扶養親族の人数 抚养家属人数	所得額 所得金額	収入額の目安 标准收入金額	所得額 所得金額	収入額の目安 标准收入金額
0人 0名	622	833.3	858	1071
1人 1名	660	875.6	896	1124
2人 2名	698	917.8	934	1162
3人 3名	736	960	972	1200
4人 4名	774	1002	1010	1238

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を除いた後の所得額で確認します。

※标准收入金額是只根据工资收入来计算。只是一个大致的标准，实际上是通过扣除工资所得扣除，医疗费扣除、杂项损失扣除等后的收入金额来确认。

※扶養親族の数は、年末調整や確定申告等で申告した人数です。

※抚养家属人数是以年终调整或确定申告等的申报人数。

※手当が支給されなくなったあと、所得更正などで所得が基準額未満となった場合は、再び支給対象になります。この場合、改めて認定請求の提出が必要です。

※如果您的补贴不再支付后，通过所得更正等而所得低于标准金额时，可以再次成为支付对象。在这种情况下，您需要重新提交认定申请。

【问询】

【問合せ】

子ども家庭課 (Kodomokateika) (〒669-1595 三田市三輪2-1-1 市役所本庁舎2階)

儿童家庭科 (〒669-1595 三田市三輪 2-1-1 三田市政府主办公楼2楼)

☎ 079-559-5072 FAX 079-563-3611

☎ 079-559-5072 FAX 079-563-3611



灾害时的紧急信息避难信息等，向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防災网 (Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。http://bosai.net/e/

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」

の申請期限が延長されました

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が2022年8月31日まで延長されました。

総合支援資金（※）の再貸付または、緊急小口資金（※）と総合支援資金（※）の初回貸付を借り終わった世帯等に生活困窮者自立支援金を支給します。

また、生活困窮者自立支援金（初回）の支給が、既に終了した世帯は再支給します。

※社会福祉協議会が行う特例貸付

対象者＝次のすべてを満たす人

- ① 再貸付が終了しているか不承認等の決定を受けた人、または初回貸付と緊急小口資金の貸付が終了している人
- ② 世帯の生計を主に維持している人
- ③ 収入要件・資産要件・求職活動等の要件を満たしている人

※要件の詳細は、市HPを確認するか、問い合わせてください。

支給額（月額）＝①単身世帯6万円 ②2人世帯8万円

③3人以上世帯10万円

支給期間＝初回支給：3カ月間 再支給：3カ月間

申請＝8月31日までに郵送か窓口で下記に申請してください。

【申請・問合せ】暮らしの安心課（Kurashinoanshinka）
市役所本庁舎1階

☎ 079-555-6773（自立支援金専用ダイヤル）FAX
079-562-1294



ウッドタウン市民センターに「リモートワーク&スタ ディブース」を設置

仕事や勉強に利用できる有料ブースを設置します。

利用時間＝9時～18時 ※休館日を除く

料金＝1時間50円

予約＝利用日の1か月前から当日まで、公共施設案内予約システム（利用者登録が必要）※電話予約は出来ません。

対象＝高校生以上の学生・生徒と社会人

【問合せ】

ウッドタウン市民センター（Woodytown Shimin Center）

☎ 079-565-2443 FAX 079-565-2444



「新型コロナウイルス肺炎の生活困難者自立支援金」の申請期

限延長了

新型コロナウイルス肺炎の生活困難者自立支援金の申請延長至2022年8月31日为止。

对综合支援资金（※）的再贷款，还有，紧急小额资金（※）和综合支援资金（※）已借完首期贷款的家庭等支付生活困难者自立支援金。

另外，生活困难者自立支援金（首期）的支付对已经结束的家庭，给予再支付。

※由社会福祉协议会提供的特例贷款。

发放对象＝符合以下全部条件的人

- ① 再贷款已结束或收到不认可等决定的人、另外，首期贷款以及紧急小额资金贷款已经结束的人
- ② 主要维持家庭生计的人
- ③ 符合收入条件・资产条件・求职活动等的条件的人

※条件的详情请在市HP上确认和咨询。

补助金额（月額）＝①单身家庭6万日元 ②2人家庭8万日元 ③3人以上家庭10万日元

支付期间＝首期支付：3个月 再支付：3个月

申请＝请于8月31日前通过邮件或去以下窗口办理申请手续。

【申请・问讯】安心生活科 三田市政府 主办公楼1楼

☎ 079-555-6773（支援自立资金专用电话）

FAX 079-562-1294

在woody Town市民中心里开设「远程办公&学习隔间」

我们设置了收费的桌位，可用于工作与学习。

使用时间：9:00～18:00 ※除闭馆日以外

费用＝1小时50日元

预约＝请利用公共设施信息预约系统从使用日前一个月到使用日当日预约（使用者需注册）

※不能电话预约。

对象＝高中以上的学生・学生以及参加工作的人

【问讯】

Woody Town 市民中心

☎ 079-565-2443 FAX 079-565-2444

※登載的各种活动等项目，因天气或传染病等万不得已的理由，有可能中止或延期，敬请谅解。

请在本市网页或向负责单位问询确认。

<p>乳幼児健診 6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防のため健診日時、受付時間を区切って予約制で開催します。日時厳守、感染予防策にご協力をお願いします。変更をご希望の方は下記までお問い合わせください。対象者には個別に通知します。 ・健診までに母子健康手帳の保護者欄に必要事項を必ず書いてください。 ・その他の母子保健事業については、三田市ホームページに載せています。また、追加で実施されることがあります。 ・感染症対策や災害発生などにより、急に中止する場合があります。ホームページでご確認ください。 	<p>婴幼儿健康检查 6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・为了预防传染病，我们将把健康检查日期，挂号时间隔开，并采取预约制。请严格遵守时间，配合预防感染的对策。如果希望变更，请向以下单位问询。我们将个别通知体检对象。 ・在健诊前请务必在母子健康手册的家长栏里填写必要事项。 ・有关其它母子保健事业，会登载在三田市网页。可能会再追加实施。 ・有可能因传染病防控措施或发生灾害等原因而突然中止。请在本市网页确认。
--	--

事業名 事业名称	実施日 实施日期	対象 对象	持ち物 携带物品
4か月児健診 4个月儿童健诊	6/15, 29 (水 星期三)	2022年2月生まれ ※人数制限の関係上、前後することがあります。 2022年2月份出生 ※因为有人数限制的关系、可能会有提前或推后的情况。	母子健康手帳、問診票、バスタオルを持参 携带母子健康手册、问诊票、浴巾
9か月児健診 (9~10か月児) 9个月儿童健诊 (9~10个月儿童)	6/7, 21 (火 星期二)	2021年8月生まれ ※人数制限の関係上、前後することがあります。 2021年8月份出生 ※因为有人数限制的关系、可能会有提前或推后的情况。	
1歳6か月児健診 1岁6个月儿童健诊	6/14, 28 (火 星期二)	2020年11月生まれ ※人数制限の関係上、前後することがあります。 2020年11月份出生 ※因为有人数限制的关系、可能会有提前或推后的情况。	
3歳児健診 3岁儿童健诊	6/8, 22 (水 星期三)	2019年4月生まれ ※人数制限の関係上、前後することがあります。 2019年4月份出生 ※因为有人数限制的关系、可能会有提前或推后的情况。	
		母子健康手帳、問診票、目と耳に関するアンケート、尿5cc、バスタオルを持参 携带母子健康手册、问诊票、有关眼睛、耳朵的问卷、5cc的尿、浴巾	

【問合せ】すくすく子育て課（三田市保健センター）
(Sukusukukosodateka) (住所：川除675)
☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

【问讯】健康育儿支援科（三田市保健中心）
(住所：川除675)
☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

外国人住民のための「よろず相談窓口」
日常生活でわからないことや困っていることなどの相談に、お気軽にご利用ください。
相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。
■日時＝毎月第2水曜日と第4土曜日
10時30分～12時30分
★6月は8日（水）、25日（土）です。
■場所＝まちづくり協働センター（電話相談も可能。）
■対応言語＝日本語、中国語、英語
(その他の言語は、事前に相談してください。)
【問合せ】国際交流プラザ(Kokusaikoryu Plaza)
10時～17時 火曜休（昼休みを除く）
☎079-559-5164 Fax 079-559-5173
Email kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

为外国人的「万事通咨询窗口」
在日常生活当中遇到不知道的事或困难的时候,请随时来咨询。费用免费。对咨询内容严守秘密。
■日期与时间＝每月第2个星期三和第4个星期六的
10点30分～12点30分
★6月份的咨询安排在8日（星期三）和25日（星期六）。
■地点＝三田市公共会堂中心（同时接受电话咨询。）
■可以利用翻译服务的语言＝日文、中文、英文（如果希望利用其他语言翻译服务,请事先向下列单位问讯。）
【问讯处】国际交流广场
10点～17点 星期二休息（午休除外）
☎079-559-5164 Fax 079-559-5173
E-mail kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

